

報 第 1 3 号

専決処分報告について

(児童手当の受給手続に係る和解及び損害賠償額の決定
について)

児童手当の受給手続に係る和解及び損害賠償額の決定について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和5年(2023年)5月26日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

専第 1 2 号

児童手当の受給手続に係る和解及び損害賠償額の決定
について

児童手当の受給手続が未了となっていたことにより発生した損害に
関し、下記のとおり和解し、損害賠償額を定めるものとする。

以上地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規
定により専決処分する。

令和 5 年（2 0 2 3 年）5 月 1 8 日

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

相手方の住所及び氏名	和 解 条 件	損 害 賠 償 額
(記載削除)	柏崎市は、令和 4 年（2 0 2 2 年）4 月から令和 5 年（2 0 2 3 年）3 月までの児童手当相当額を、損害賠償額として相手方に支払うものとする。	円 1 2 0 , 0 0 0